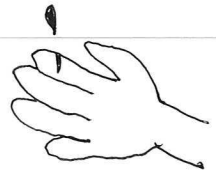


傷病手当金について



いつもお世話になっております。

朝晩が冷え込みますので、当事務所でもそろそろホットドリンクが復活

しています。朝のホットコーヒーは一日が癒しの瞬間です ☕

さて、今回は〈傷病手当金〉について取り上げたいと思います。

〈傷病手当金〉とは協会けんぽの被保険者が病気やけがのために

会社を休み、会社からの給料が減額される場合に支給されます。

傷病手当金

◎ 支給されるケース

会社を休んだ日が連続して3日(待機日)以上あった方の4日目以降休んだ日

にわたって支給されます。(待機日も過ぎれば、連続でなくて構いません)

◎ 支給金額

欠勤日(日)につき、標準報酬日額の 2/3相当額とします。

また、この支給金額に関しては、ご本人様の給与や年金の受給状況により、満額支給されないケースがあります。

◎ 支給される期間

待機日を過ぎた4日目から、同一の病気・けがであれば、初診日より1年半

にわたり、支給を受けることができます。

傷病手当金は国保にはない、社保健保の大きなメリットです。

従業員様にとって大切な制度のひとつですので、ぜひ、ご確認をお願い致します。詳しくは当事務所までお問い合わせください。